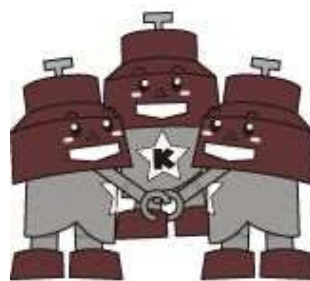


# 川口市男女共同参画年次報告書

平成26年度版

\*\*\* 男女共同参画社会の実現のための取り組み \*\*\*



川口市



## 1 趣旨

川口市では、あらゆる分野において男女がともに活躍する社会の実現をめざし、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を構築していくために、平成24（2012）年4月に「川口市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。そして、同条例を実効あるものとするため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に展開することを目的として、平成25（2013）年4月に「第2次川口市男女共同参画計画」を策定し、この計画に沿ってさまざまな取り組みを進めております。

本書は、「川口市男女共同参画推進条例」第11条（報告書の作成）に基づく年次報告書として、男女共同参画に関するあらゆる施策及び事業の実施状況等をまとめたものです。

また、本書の構成は、「第2次川口市男女共同参画計画」策定にあたり、ご尽力いただきました川口市男女共同参画推進委員会委員の皆様からのご意見をいただき、各課題の進捗状況についてわかりやすくまとめたものを市民に向けて公表するものとなっております。

## 2 国・県の主な取り組み

### (1) 国

#### ①「すべての女性が輝く社会」の更なる推進

- ・『日本再興戦略』改訂 2014」において、女性の活躍推進の取組をより一層進めるための施策方針を示すとともに、平成 26 年 9 月の第 2 次安倍改造内閣発足時には、新たに女性活躍担当大臣を内閣に設置しました。
- ・平成 26 年 10 月、女性活躍推進に関する政府の司令塔として、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定するとともに、27 年 1 月には「女性のチャレンジ応援プラン」を策定し、女性が置かれる様々な状況に対応した支援策を提示しました。
- ・平成 27 年 1 月の産業競争力会議で決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、女性の更なる活躍促進に向け、(ア)「待機児童解消」に向けた施策の確実な実行、(イ)長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた企業等の取組促進及び(ウ)男性が育児を行うことや家族の介護による離職への対応を、27 年の成長戦略改訂に向けた検討課題として示しました。

#### ②男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- ・女性の活躍推進の取組を着実に前進させるための新たな枠組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が国会に提出されるなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた節目の年となりました。
- ・子ども・子育て関連 3 法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の施行（平成 27 年 4 月）に向け、基本指針の制定等の準備が進められました。

#### ③国際的な動向への対応

- ・2014（平成 26）年 9 月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!）が開催されました。
- ・2015（平成 27）年 3 月に仙台市において開催された第 3 回国連防災世界会議では、女性のリーダーシップ発揮について議論されたハイレベルな会合に安倍総理大臣が出席し、基調講演を行いました。
- ・2015（平成 27）年 3 月、米務省が女性の地位向上などに貢献した女性に贈る（2007 年に制定）「国際勇気ある女性賞」を小酒部さやかさんが日本人で初受賞した。小酒部さやかさんは、妊娠・出産の際に勤め先から不利益な待遇を迫られる、「マタニティーハラスメント」の被害経験をもとに、

支援活動に取り組んでいます。

## (2) 埼玉県

平成24年度から28年度までの5年間を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」の体系・推進指標の達成に向けた取組を行いました。

### ① 市町村における男女共同参画施策の推進状況

- 男女共同参画に関する条例を制定している市町32、県内50.8%
- 男女共同参画の推進に関する計画を策定している市町村62、県内98.4%
- 男女共同参画・女性のための総合的な施設を有する市町村22、県内34.9%
- 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制を有する市町村18、県内28.6%
- 地方自治法に基づく審議会等（委員会含む）の女性の登用状況7,587人、県内26.5%
- 「配偶者等からの暴力」に関わる相談件数7,585件（平成25年度）
- 庁内連携会議の設置を有する市町50、県内79.4%
- 配偶者暴力相談支援センターの設置を有する市11市、県内17.5%（平成26年10月1日現在）
- 婦人相談員の配置を有する市9、14.3%

### ② 審議会等への女性の登用促進

埼玉県 559人、37.8%

### ③ 「配偶者等からの暴力」に関わる相談件数2,356件

### ④ 市町村への支援

女性が市町村の審議会などで政策提言を行えるよう地域における課題の発見から解決にいたるためのノウハウや技術を学ぶ講座などを開催しました。

### ⑤ 女性のチャレンジ支援

女性が「いつでも、どこでも、何度でも」チャレンジできるように仕事相談会や多様な働き方実践企業認定制度の実施やキャリアを生かした在宅就業に関する各種セミナーなどを開催しました。

- 多様な働き方実践企業の認定 累計1,004社

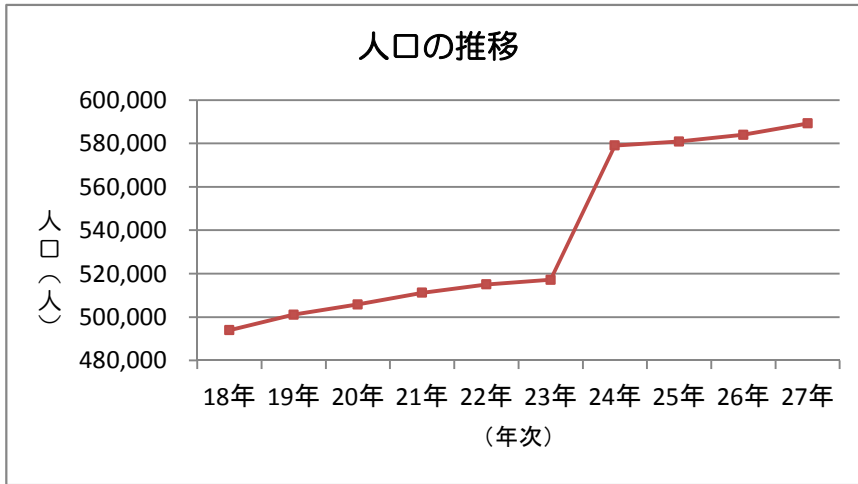
### ⑥ 家庭における男女共同参画

働きたいママのために子育て情報の提供やおしゃべりサロンなどを開催し、子育てママの就業を促進しました。

- ⑦ 男女共同参画の視点からの防災対策  
男女共同参画の視点から、避難生活での配慮などの備えについてまとめたリーフレットを作成し配布しました。
- ⑧ 女性に対する暴力の防止と被害者支援  
市町村におけるDV被害を受けた母子の心の回復と自立を支援するため、県がモデル実施と人材育成を行うことにより、全県下で実施できる体制を構築しました。
- ・心理教育プログラム「びーらぶ」
  - ・婦人相談センター
- ⑨ 埼玉県男女共同参画推進センター（WithYou さいたま）による男女共同参画の推進  
男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として a 情報収集・提供、b 相談、c 学習・研修、d 自主活動・交流支援、e 女性チャレンジ支援、f 女性就業相談などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援していました。

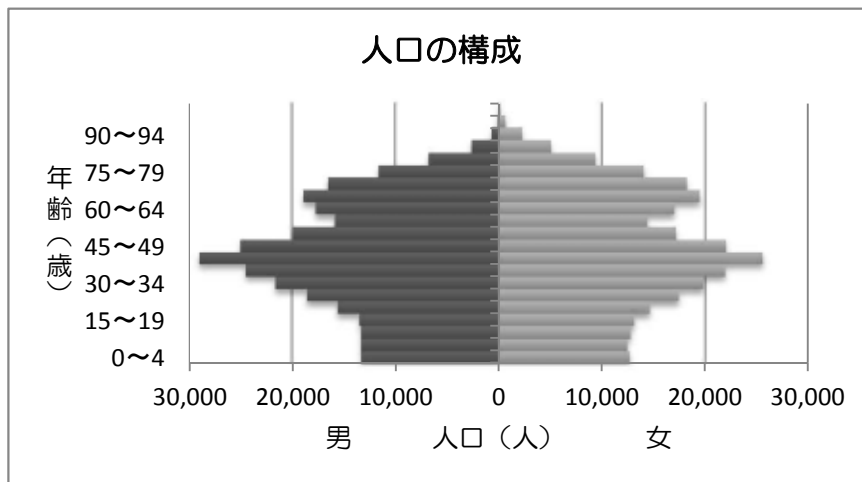


### 3 川口市の状況



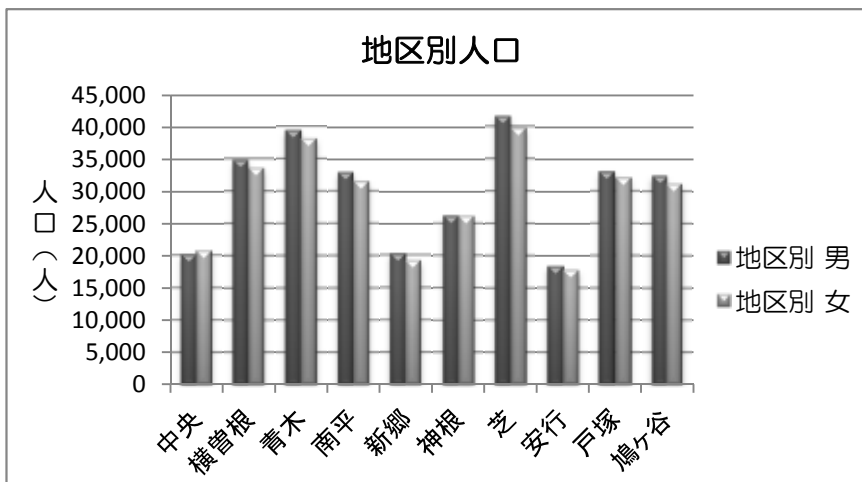
本市の人口は、平成27年1月1日現在589,205人で、平成23年に人口約60,000人の鳩ヶ谷との合併後も毎年人口が増加している状況です。

(各年1月1日現在)  
資料：川口市統計



人口の構成は、平成27年1月1日現在男性299,186人、女性290,019人で、年少人口は少なくなり、30歳代~50歳代の年齢層が多くなっています。

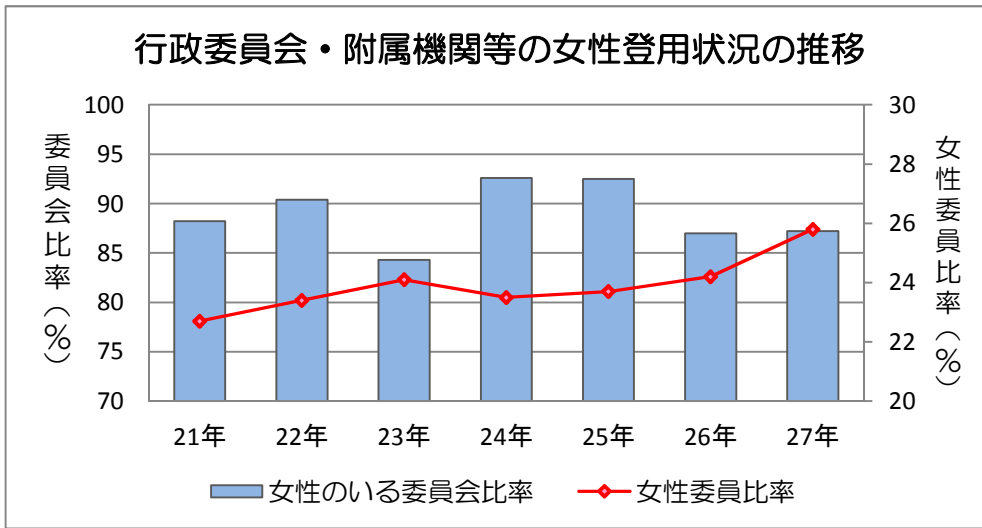
(平成27年1月1日現在)  
資料：川口市統計



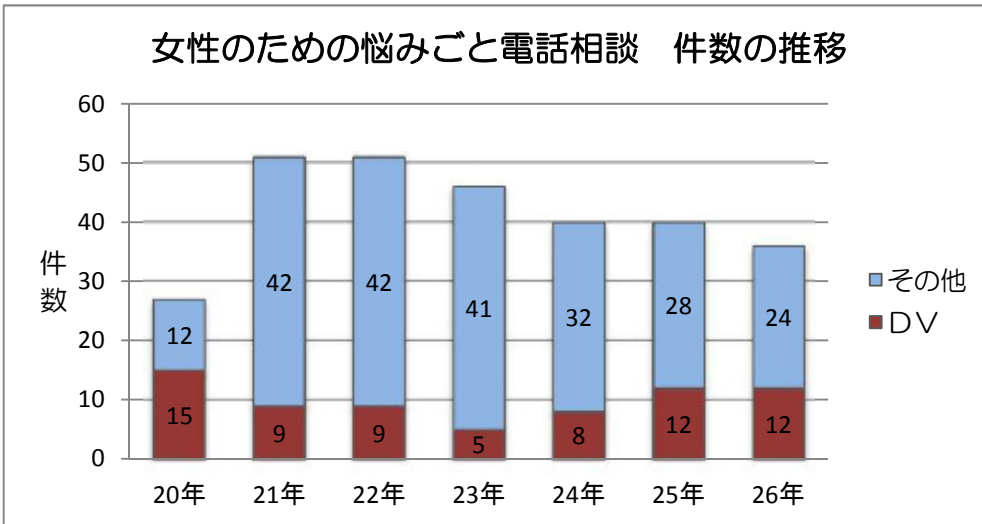
地区別の人口は、芝地区が81,400人と多く、中央地区以外（男20,171人、女20,720人）は、男性人口が多くなっています。

(平成27年1月1日現在)  
資料：川口市統計



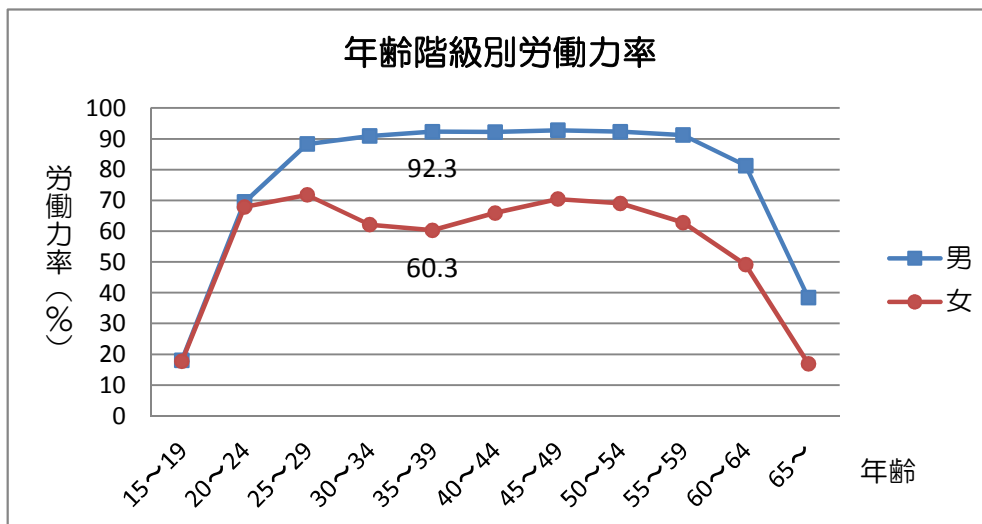


平成27年度の女性の登用率状況は、6つの行政委員会と88の附属機関等を合わせて25.8%と前年度より1.6%上昇しています。また、女性委員のいる委員会の比率は、87.2%で前年度より0.2%上昇しています。



電話相談の内容は、気軽に相談することができる利点から、DVに限らず心理的な不安な気持ちなどの相談内容の件数が多くなっています。

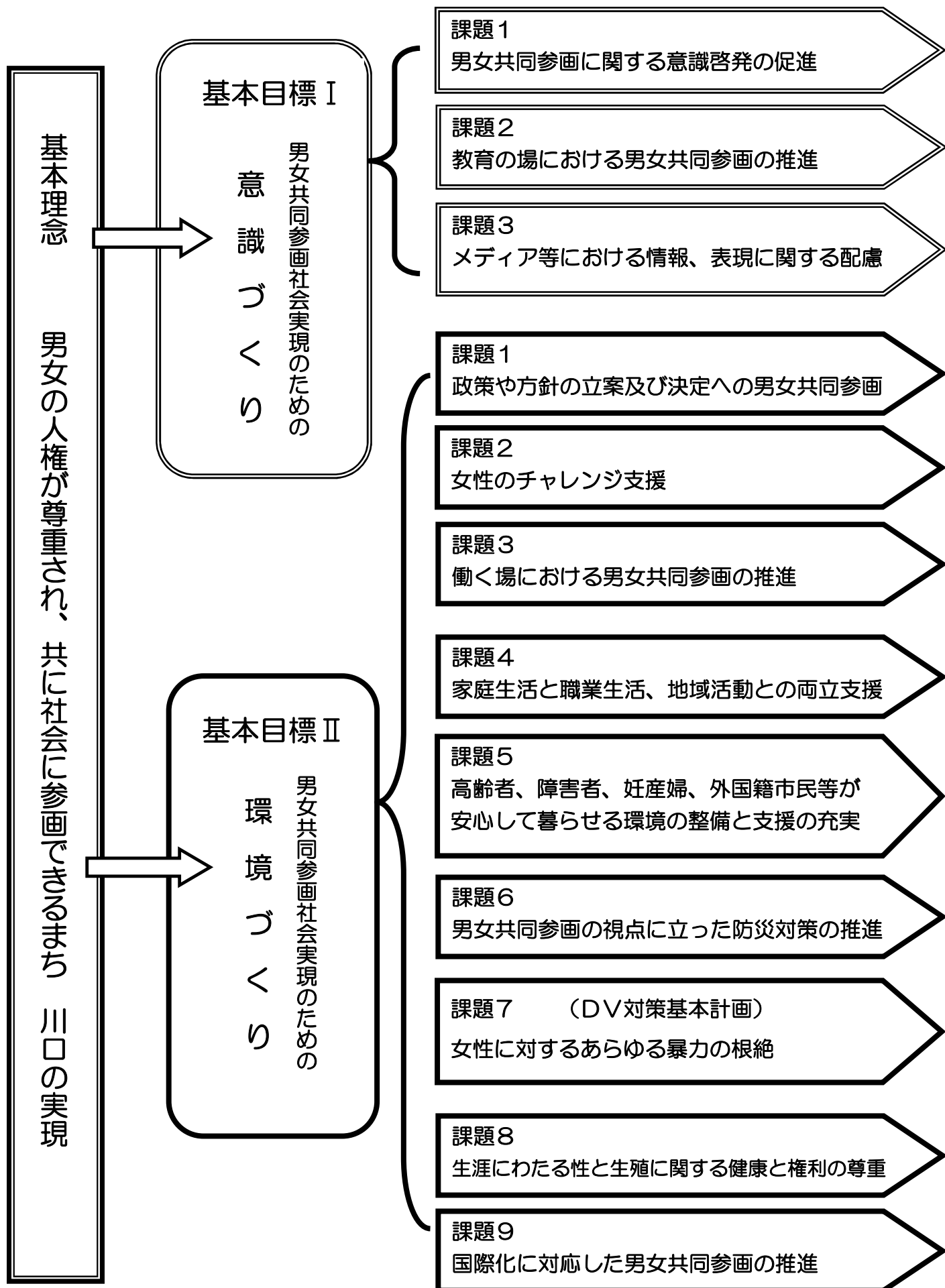
資料：かわぐち市民パートナーステーション



本市の女性の労働力率は、30歳代を底とするM字を描いています。(35歳~39歳60.3%) ※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合

資料：総務省(平成22年国勢調査)川口市と旧鳩ヶ谷市の合計

## 4 計画の体系



# 施策の方向

## 基本目標 I

- 課題1 (1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革  
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援  
(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

- 課題2 (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透 (2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進  
(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

- 課題3 (1) メディアにおける男女の人権の尊重 (2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供  
(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

## 基本目標 II

- 課題1 (1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進 (3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

- 課題2 (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供 (2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供  
(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備 (4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援  
(5) 関係機関等との連携強化

- 課題3 (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 (2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備  
(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- 課題4 (1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進 (2) 子育て、介護等への社会的支援  
(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進 (4) 家庭生活における男女共同参画の促進  
(5) 地域活動における男女共同参画の促進

- 課題5 (1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと生活できるための支援  
(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備 (3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

- 課題6 (1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備 (2) 地域防災活動への女性の参画の促進  
(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (4) 災害復興時における男女共同参画の促進

- 課題7 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進  
(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進  
(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (5) 性犯罪への対策の推進 (6) 売買春への対策の推進  
(7) 人身取引への対策の推進 (8) ストーカー行為等への対策の推進

- 課題8 (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着  
(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進 (3) 性差に応じた健康支援の推進  
(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- 課題9 (1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進  
(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

# 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

## 課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

### 施策の方向(1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
1	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発 (再掲:推進体制の整備)	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図る。	条例啓発パンフレットを市民に配布するとともに、ホームページに掲載。 配布場所:転入者(市民課・支所等)、はたちの集い、イベント(男女共同参画のつどい・男女共同参画フォーラム)、職員研修	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
2	男女共同参画週間啓発事業 「男女共同参画のつどい」	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念を啓発するため、毎年様々なテーマで講演会等を開催する。	実施日:6月28日 会場:フレンジア 内容:「キッチンから始まる家族の絆～家事も育児も楽しむ秘訣～」 参加者:470人 講師:コウ ケンテツ氏	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
3	男女共同参画フォーラム	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画に関する認識を市民に広めるとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催する。 (川口の男女共同参画を考える会と参加団体、市による実行委員会形式)	実施日:27年2月21日 会場:リア 催し広場・展示ホール 内容: ・「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテスト表彰式&応募作品展示 ・寸劇「壁ドン!」 ・講演会「パパを楽しもう!～パパパチャカラでハッピー子育て～」講師:小崎 恭弘氏 ・参加団体による発表(展示・講習会・アトラクション等) 参加団体:15 参加者:延べ600人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
4	男女共同参画情報紙 「Co-Labo(コ・ラボ)」 (再掲: I-2-(1)、(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供する。	配布先:全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・51号(9月発行) 192,500部 ・52号(3月発行) 193,500部	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: I-2-(1)、(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布する。	「いろいろがたのしい」 対象:幼児(5歳児) 「カラフル」 対象:中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」(内閣府作成) 対象:高校1年生 「平成27年川口ファミリーの男女共同参画カレンダー」 対象:一般	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
6	イクメンフォトコンテスト (再掲: II-4-(1)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催する。 (応募内容:日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募:9月1日～11月21日 表彰・作品展示:2月21日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成27年2月25日～3月4日「市役所ロビー」、平成27年3月6日～3月18日「埼玉県男女共同参画推進センター」	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
7	男女共同参画セミナー (男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: II-4-(1)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催する。	イクメン応援講座PART I 実施日:5月24日 内容:「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 対象:4か月～1歳2か月児とパパ 参加者:19組  イクメン応援講座PART II 実施日:7月12日 内容:「パパを楽しもう!パパだからできる遊び方講座」 対象:2～3歳児とパパ 参加者:11組  カジダン応援講座 実施日:11月29日 内容:「オトコの時短家事～いま、パパがやるべき家族のための家事～講座」 対象:夫婦・結婚予定のカップル 参加者:8組	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

#### 施策の方向(1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
8	人権を考える集い	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、市民の人権意識の高揚を図り明るいまちづくりに寄与するため「人権を考える集い」を開催する。	実施日:11月26日 会場:リリア音楽ホール 内容:啓発映画「秋桜の咲く日」上映 講演 演題「生きながら生まれ変わる」 講師 米良美一氏 参加者:548人	総務課

## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

#### 施策の方向(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
9	女性のための悩みごと 電話相談事業 (再掲:II-7-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設する。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時~3時 相談員:女性心理カウンセラー 相談件数:36件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
10	男女共同参画苦情処理 委員制度	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	市が実施する男女共同参画に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等を受け付ける制度。 苦情処理委員:2名(大学教授、弁護士)	苦情・意見等:0件	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
11	法律相談	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	・女性のための法律相談 女性の様々な悩みに対し、広い視野に立ち、適切な助言をすとともに、法的アドバイスを女性弁護士が行う。 ・ファミリー相談 夫婦・親子関係等、誰にも相談できない家庭内の諸問題に助言を行う。 ・人権相談 人権に関する相談	・女性のための法律相談 129件 ・ファミリー相談 71件 ・人権相談 4件	市民相談室

## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

#### 施策の方向(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
12	男女共同参画関連情報の 収集及び提供	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画についての国・県・他市等の情報や資料等を収集し、市民へ情報提供及び啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)において、情報紙・啓発誌・書籍・チラシ等を配架するとともに、ホームページにおいて情報提供。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)

## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題2 教育の場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
4	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」 (再掲: I-1-(1)、I-2-(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供する。	配布先: 全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・51号(9月発行) 192,500部 ・52号(3月発行) 193,500部	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: I-1-(1)、I-2-(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布する。	「いろいろがたのしい」 対象: 幼児(5歳児) 「カラフル」 対象: 中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」(内閣府作成) 対象: 高校1年生 「平成27年川口ファミリーの男女共同参画カレンダー」 対象: 一般	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題2 教育の場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
4	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」 (再掲: I-1-(1)、I-2-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供する。	配布先: 全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・51号(9月発行) 192,500部 ・52号(3月発行) 193,500部	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: I-1-(1)、I-2-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布する。	「いろいろがたのしい」 対象: 幼児(5歳児) 「カラフル」 対象: 中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」(内閣府作成) 対象: 高校1年生 「平成27年川口ファミリーの男女共同参画カレンダー」 対象: 一般	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
13	保育士研修	第1章・第2節 子育て環境の充実	保育士の質の向上を目的に人権保育を含めた研修を実施する。	研修実施回数: 11回 参加者: 1,217人 ・「発達障害児への理解と支援」 ・「保育所における児童虐待への対応について」 ・「園と家庭がひとつになって」等	保育課
14	保育計画作成	第1章・第2節 子育て環境の充実	保育所保育指針に基づき、子どもの健全な心身の発達を図る事を目的とした保育計画を毎月作成し、障害児や健常児が共に育つ保育を実施する。	保育所(75施設)において実施	保育課
15	教職員に対する研修事業	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	教職員を対象とした男女共同参画に関する内容の研修、啓発	・男女平等教育研修会(県教委)への教職員派遣 ・人権教育研修会の開催(人権課題の一つに女性の問題を位置づける)	指導課
16	各学校に対する指導助言	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進	・『指導の方向』(市教委が示す教育指針)に男女平等教育を掲載 ・学校の全教育活動を通じた組織的・計画的な推進	指導課



## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題2 教育の場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
17	盛人大学	第2章・第3節 生涯学習の推進	主に50歳以上の方々に交流と地域参加の機会を提供するとともに、活動や学び交流などを通して将来の市民活動の人材育成を行う。	盛人大学 受講者:315人(8コース) 大学祭:11月23日 参加者 500人 卒業式:3月8日 参加者 346人	かわぐち市民 パートナーズ テーション
18	市民大学 公民館開催各種講座	第2章・第3節 生涯学習の推進	男女共同参画社会の実現に向けて市民大学講座や公民館等開催各種講座にて、男女共同参画に関する講座を実施する。	市民大学36講座実施。公民館では、男女があらゆる分野に積極的に参画していけるよう、人権教育・家庭教育・健康教室など、生涯にわたる様々な学習機会や地域社会への参画を促進するための講座を実施。	生涯学習課 (公民館)
19	文化・教養講座	第2章・第3節 生涯学習の推進	勤労青少年、親子、子ども等を対象に各種文化、教養の講座を実施し、生涯学習活動の支援を行う。	働く青少年、親子、子どものため、楽しい充実した余暇を過ごせるよう、各種文化活動や交流等が行われており、より多くの方が参加できるよう講座などが行われている。 実施日:1月31日 内容:手作り味噌教室(1回) 参加者:延べ35人  実施日:5月16、23、30日、6月13、20日 内容:働く青少年のための陶芸教室(5回) 参加者:延べ65人  実施日:5月18、25日、6月1日、11月30日、12月7日 内容:親子パン作り教室(5回) 参加者:延べ119人  実施日:11月29日 内容:そば打ち教室(1回) 参加者:延べ20人 他	生涯学習課 (中央ふれあい館)
20	婦人教養講座	第2章・第3節 生涯学習の推進	生涯にわたるさまざまな学習機会を提供するため、パン作り教室などを実施する。	実施日:11月13、20日、12月4日、1月28日 内容:旬彩クッキング(4回) 参加者:延べ63人  実施日:9月20、27日 内容:パン作り教室(2回) 参加者:延べ31人	生涯学習課 (婦人会館)

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

#### 施策の方向(1) メディアにおける男女の人権の尊重

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
21	青少年の携帯・インターネットの利用関連情報の収集提供	第2章・第2節 青少年の健全育成	青少年の携帯・インターネットの利用についての国・県・他市等の情報や資料等を収集し、市民へ情報提供及び啓発を行う。	本庁舎(1階ロビーチラシ置き場)や青少年対策室内において、チラシ等を配架した。	青少年対策室
22	埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	第2章・第2節 青少年の健全育成	県から委嘱を受けた青少年育成推進員が各地区の自主的なパトロール活動として県条例の普及啓発活動を行う。また、地域で青少年を守り育てる活動として、学校訪問、声かけ・あいさつ運動、非行防止パトロール、有害環境の浄化活動などを行う。	学校訪問、愛のひと声・あいさつ運動の実施及び非行防止キャンペーンへ参加するなど啓発活動を実施した。	青少年対策室
23	非行防止キャンペーン	第2章・第2節 青少年の健全育成	青少年育成委員、青少年育成推進員による駅頭での啓発物の配布等により、青少年の非行防止についての市民の意識を高めるために非行防止キャンペーンを実施する。	実施日:7月15、17日、11月4、14日(実施日順) 場所:西川口駅頭、川口元郷駅頭、東川口駅頭、鳩ヶ谷駅頭(実施日順) 参加者:46人、18人、66人、12人(実施日順) ※7月10日開催予定していた川口駅頭は荒天により中止した。	青少年対策室
24	非行防止教室	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	各学校において、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、さまざまなメディアの危険性等について指導を行う。	小・中学校及び高等学校の、児童生徒全員が、非行防止強化期間中に1回以上非行防止教室参加できるよう実施する。	指導課

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

#### 施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
25	広報かわぐちの発行	第7章・第1節 市民参加の推進	市民参加のまちづくりを推進するため、市広報紙「広報かわぐち」を編集・発行し、市民と行政の情報の共有化を図る。	広報紙発行にあたり、表現・表記や人権、男女共同参画等に配慮し作成している。	広報課
26	公衆に表示する情報・表現に関する配慮 (再掲: I-3-(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図る。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を庁内ホームページに掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
27	男女共同参画の視点に立った広報紙等の作成	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	広報紙への掲載及びチラシ等の作成にあたっては、男女の人権や男女共同参画の視点に立ったものとなるように留意する。	・広報紙への掲載 相談窓口(女性電話相談)、男女共同参画のつどい、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー等 ・チラシの作成 男女共同参画のつどい、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー等 ・男女共同参画情報紙、啓発誌	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)



## 基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

#### 施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
26	公衆に表示する情報・表現に関する配慮 (再掲: I-3-(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図る。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

#### 施策の方向(1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
28	行政委員会・附属機関等への女性登用の促進	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	審議会等への女性の登用を促進するため、目標値を設定のうえ毎年登用状況を調査し、庁内連絡会議等を通して女性の登用促進を図る。	目標値:30%(平成27年度) 登用率:24.2%(4月1日現在) (内訳)行政委員会:10.6%、附属機関等:24.7%	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション)
29	職員研修(管理・監督者研修)	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	今後本市の中核を担うものとして活躍を期待される女性リーダーを対象とし、女性ならではの持ち味を行政運営や政策企画にどういかしていくかを学ぶ。	研修名:女性リーダー研修 対象者:課長補佐職以上の女性職員 受講者:46人	職員課
30	派遣研修	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	男女の別なく各研修機関へ派遣し、幅広い分野への女性参画の拡大を図る。	女性職員派遣者:40人 (自治大、市町村アカデミー、全国建設研修センター、広域連合、海外派遣、民間企業派遣、その他研修機関)	職員課
31	定期人事	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	市女性職員のあらゆる組織への参画、多様な職域への配置の促進	男女の別なく必要な人材を必要な箇所へ配置	職員課
32	女性教員の学校運営への参加促進	総合計画の位置づけなし (人事については県教育委員会による)	学校教育における女性管理職の登用の促進を図る	女性小学校校長者数:13人 女性中学校校長者数:2人 女性幼稚園長者数:1人 女性小学校教頭者数:16人 女性中学校教頭者数:1人	学務課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

#### 施策の方向(2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
33	交通安全母の会への支援	第6章・第1章 安全・安心な市民生活の確保	交通安全啓発活動などを行う、児童の母親等で構成される交通安全母の会に対して、交通安全研修会、啓発活動、各種街頭活動などの支援を行うとともに、交通安全活動を通して地域活動への参画を促す。	各事業及び活動に対する支援及び補助金の交付	交通安全対策課
34	「商工勤労ニュース」「れいば一倶楽部」 (再掲:Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいば一倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいば一倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・「れいば一倶楽部」 630部×12回発行	労政課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

#### 施策の方向(3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
35	男女共同参画フォーラム実行委員会	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画に関する認識を市民に広め、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催する男女共同参画フォーラムの企画・運営に関わる。	男女共同参画フォーラム実行委員会 (内訳) 川口の男女共同参画を考える会会員:31人 フォーラム参加団体:15	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
36	川口の男女共同参画を考える会 (再掲:推進体制の整備)	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働して男女共同参画フォーラムやセミナーの企画・運営、イベントの協力を行っており、市は学習・研修機会の提供や能力を發揮できるように支援している。	会員:31人 (部会) 地域・子育て部会 ワーク・ライフ・バランスを考える部会 内容:定例会10回、セミナー12回、フォーラム1回開催、イベントへの協力及び参加	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
37	社会教育関係団体への指導助言	第2章・第3節 生涯学習の推進	公民館を利用している女性団体等の社会教育関係団体に対し、活動面や運営面の指導助言を実施する。	該当する社会教育関係団体の指導助言	生涯学習課 (公民館)
38	婦人会館定期利用団体館外リーダー研修会	第2章・第3節 生涯学習の推進	婦人会館定期利用団体相互の情報交換と交流の機会を提供するとともに、リーダー養成のための研修会を開催する。	・伝統文化講座 実施日:12月9日 参加者:34人 ・県外視察研修 実施日:5月27日 参加者:41人	生涯学習課 (婦人会館)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題2 女性のチャレンジ支援

#### 施策の方向(1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
39	チャレンジ支援のための情報提供 (再掲:Ⅱ-2-(5))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	チャレンジしたい女性が必要な情報を入手できるように、市及び国・県・他市等の女性のチャレンジに関する情報を提供する。	女性のチャレンジに関するチラシ等を男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に配架するとともに、ホームページにおいて市及び国・県等の情報を掲載。	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
40	女性のための再就職セミナー (再掲:Ⅱ-2-(2))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	女性の就職支援と能力開発・働き方について、「女性向け就活講座」を川口若者ゆめワークにて開催する。	女性向け就活講座開催のチラシを男女共同参画コーナー、公民館、ハローワーク等に配架するとともに、広報かわぐちへ掲載及びホームページにおいて周知している。  実施日:6月24日、8月29日、10月31日、12月12日、1月23日、3月17日 内容:「女性向け就活講座」(6回開催) 自分らしい働き方を確認して、納得感のある就職を目指す 参加者:23人、26人、26人、27人、23人、28人 (実施日順)	労政課
41	男女共同参画セミナー (女性の再就職支援) (再掲:Ⅱ-2-(2)、(5)、Ⅱ-3-(2)、(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催する。	女性のためのキャリア友セミナーPART I 実施日:10月1日 内容:働きたい女性のためのパーソナルカラーセミナー 参加者:18人  女性のためのキャリア友セミナーPART II 実施日:10月31日(午前・夜間) 内容:もっと輝くためのじぶん戦略づくり 参加者:21人(14人・7人)  女性就職応援セミナー 実施日:7月8日 内容:事前説明会 参加者:70人  実施日:7月11日、16日 内容:高齢者等の見守りサービス講座 参加者:各回10人  実施日:9月24日～26日 内容:日常サービス(家事代行)講座 参加者:各回11人 (埼玉県ウーマノミクス課主催 市は協力)  在宅ワークセミナー入門編 実施日:11月12日 参加者:38人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題2 女性のチャレンジ支援

#### 施策の方向(2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
41	男女共同参画セミナー (女性の再就職支援)  (再掲: II-2-(1)、(5)、 II-3-(2)、(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女 共同参画社会 の推進	これから働きたい・現在の自分の 働き方を見直したい・よりよく働き たい女性のための就職支援セミ ナーを開催する。	女性のためのキャリア友セミナーPART I 実施日:10月1日 内容:働きたい女性のためのパーソナルカラーセミ ナー 参加者:18人  女性のためのキャリア友セミナーPART II 実施日:10月31日(午前・夜間) 内容:もっと輝くためのじぶん戦略づくり 参加者21人(14人・7人)  女性就職応援セミナー 実施日:7月8日 内容:事前説明会 参加者:70人  実施日:7月11日、16日 内容:高齢者等の見守りサービス講座 参加者:各回10人  実施日:9月24日～26日 内容:日常サービス(家事代行)講座 参加者:各回11人 (埼玉県ウーマンミクス課主催 市は協力)  在宅ワークセミナー入門編 実施日:11月12日 参加者:38人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
40	女性のための再就職セ ミナー  (再掲: II-2-(1))	第3章・第5節 安心して働き続 けることのでき る職場づくりの 推進	女性の就職支援と能力開発・働き 方について、「女性向け就活講座」 を川口若者ゆめワークにて開催す る。	女性向け就活講座開催のチラシを男女共同参画 コーナー、公民館、ハローワーク等に配架するとと もに、広報かわぐちへ掲載及びホームページにお いて周知している。 実施日:6月24日、8月29日、10月31日、12月12日、 1月23日、3月17日 内容:「女性向け就活講座」(6回開催) テーマ:自分らしい働き方を確認して、納得感のあ る就職を目指そう 参加者:23人、26人、26人、27人、23人、28人 (実施日順)	労政課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題2 女性のチャレンジ支援

#### 施策の方向(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
42	保育所の整備・管理運営 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育)の充実を図る。	保育所数:公設公営30ヶ所、公設民営11ヶ所、民営34ヶ所 定員:6,522人 延長保育:52ヶ所が19:00まで、21ヶ所が20:00まで実施 一時保育事業:公設公営5ヶ所、公設民営2ヶ所、民営3ヶ所 保育所等の整備 民営保育所 11カ所 小規模保育事業所 30カ所	保育課
43	家庭保育室事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	特に待機児童の多い生後8週経過後から3歳未満までの保育需要を補い、保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を実施する。	4月1日現在 保育室数:47 定員:626人	保育課
44	放課後子ども教室 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供する。	小学校17校、公民館1館、計18箇所を実施。 市内10地区全てで実施。 (原町小学校・朝日東小学校・青木北小学校・芝小学校・戸塚南小学校・新郷小学校・飯仲小学校・安行東小学校・鳩ヶ谷小学校・南鳩ヶ谷小学校・中居小学校・桜町小学校・辻小学校・里小学校・本町小学校・在家小学校・差間小学校・神根公民館)	生涯学習課
45	両親が就労している小学校低学年児童対象の留守家庭児童保育事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	両親が就労している小学校低学年児童の健全な育成を図るため、留守家庭児童保育事業を実施し、その充実に努める。小学校1～3年生対象(特別支援学級児童は6年生まで) 放課後から午後6時30分まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数:52校 利用者:3,600人	学務課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題2 女性のチャレンジ支援

#### 施策の方向(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
46	ひとり親家庭自立支援給付金事業	第1章・第2節 子育て環境の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、ひとり親家庭の雇用が促進されるようにする。  ①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のための講座を受講し、修了したときに、教育訓練給付金を支給する。  ②ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間のうち一定の期間について高等技能訓練促進費を支給する。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に入学支援修了一時金を支給する。	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・支給決定件数 2件 ②ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 ・支給決定件数 19件	子ども育成課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題2 女性のチャレンジ支援

#### 施策の方向(5) 関係機関等との連携強化

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
39	チャレンジ支援のための情報提供 (再掲: II-2-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	チャレンジしたい女性が必要な情報を入手できるように、市及び国・県・他市等の女性のチャレンジに関する情報を提供する。	女性のチャレンジに関するチラシ等を男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に配架するとともに、ホームページにおいて市及び国・県等の情報を掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
41	男女共同参画セミナー(女性の再就職支援) (再掲: II-2-(1)、(2)、II-3-(2)、(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催する。	女性のためのキャリア友セミナーPART I 実施日: 10月1日 内容: 働きたい女性のためのパーソナルカラーセミナー 参加者: 18人  女性のためのキャリア友セミナーPART II 実施日: 10月31日(午前・夜間) 内容: もっと輝くためのじぶん戦略づくり 参加者: 21人(14人・7人)  女性就職応援セミナー 実施日: 7月8日 内容: 事前説明会 参加者: 70人  実施日: 7月11日、16日 内容: 高齢者等の見守りサービス講座 参加者: 各回10人 実施日: 9月24日~26日 内容: 日常サービス(家事代行)講座 参加者: 各回11人 (埼玉県ウーマノミクス課主催 市は協力)  在宅ワークセミナー入門編 実施日: 11月12日 参加者: 38人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題3 働く場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
47	働く場における男女共同参画関係法令の周知	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、男女間の格差が生じないように、関係法令の周知及び普及・啓発を図る。	男女雇用機会均等法・育児・介護休業法等の資料・チラシ等を男女共同参画コーナー(キュポ・ラM4階)に配架するとともに、ホームページにおいて関係法令等の情報を掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション)
48	労働学院等	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	勤労者をとりまく法律を理解し、正しい認識を持つための講座を埼玉県と共催で開催する。	労働セミナー ①実施日:6月5、12、19、26日(4日間) 内容:安心して働くために知っておきたい労働法の基礎知識 参加者:延べ166人 ②実施日:7月2日 内容:基礎から解説! 有期労働契約のルール 参加者:延べ43人 ③実施日:7月9日 内容:企業における女性の活躍~すべての社員が輝く職場づくりに向けて~ 参加者:延べ25人	労政課
34	「商工勤労ニュース」 「れいば一倶楽部」  (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいば一倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいば一倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・れいば一倶楽部 630部×12回発行	労政課
49	家族経営協定締結推進事業	第3章・第3節 魅力ある都市農業の振興	働く場における男女間の役割が平等になるように、家族経営協定締結の推進及び周知を図る。	ホームページに家族経営協定の情報を掲載。	農政課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題3 働く場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
41	男女共同参画セミナー (女性の再就職支援)  (再掲:Ⅱ-2-(1)、(2)、(5))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催する。	女性のためのキャリア友セミナーPART I 実施日:10月1日 内容:働きたい女性のためのパーソナルカラーセミナー 参加者:18人  女性のためのキャリア友セミナーPART II 実施日:10月31日(午前・夜間) 内容:もっと輝くためのじぶん戦略づくり 参加者:21人(14人・7人)	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
50	旧姓使用制度	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するための制度	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するため、旧姓使用制度を実施	職員課
51	職員研修(管理者特別講座)  (再掲:Ⅱ-7-(4))	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントは、個人の尊厳と人格を不当に侵害するほか、勤務能率や職場秩序に悪影響を与えることから、各々の意識のもち方、留意点及び防止策等について学ぶ。	研修名:ハラスメント防止講座 対象者:課長職、課長補佐職、係長職 受講者:189人	職員課
34	「商工勤労ニュース」 「れいばい倶楽部」  (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(1)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばい倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばい倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・れいばい倶楽部 630部×12回発行	労政課
52	院内保育室(医療センター職員用)	第1章・第2節 子育て環境の充実	川口市立医療センターに在籍する女性職員の子育てと職場復帰の支援及び看護師等の資格を持ちながらも現在働いていない潜在看護師の就業支援になる院内保育室事業	院内保育室利用児童数:26人 院内保育室利用職員者数:24人 実績額:10,262,920円	医療センター庶務課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題3 働く場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
41	男女共同参画セミナー (女性の再就職支援)  (再掲:Ⅱ-2-(1)、(2)、(5))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	雇用・就業形態の多様化の中で、ライフスタイル等に応じて柔軟な働き方が可能な、在宅就業をテーマとしたセミナーを開催する。	在宅ワークセミナー入門編 実施日:11月12日 参加者:38人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
34	「商工勤労ニュース」 「れいばい倶楽部」  (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(1)、(2)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばい倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばい倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・れいばい倶楽部 630部×12回発行	労政課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
6	イクメンフォトコンテスト (再掲: I-1-(1)、II-4-(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催する。 (応募内容: 日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募: 9月1日～11月21日 表彰・作品展示: 2月21日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成27年2月25日～3月4日「市役所ロビー」、平成27年3月6日～3月18日「埼玉県男女共同参画推進センター」	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
7	男女共同参画セミナー (男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: I-1-(1)、II-4-(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催する。	イクメン応援講座PART I 実施日: 5月24日 内容: 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 対象: 4か月～1歳2か月児とパパ 参加者: 19組  イクメン応援講座PART II 実施日: 7月12日 内容: 「パパを楽しもう! パパだからできる遊び方講座」 対象: 2～3歳児とパパ 参加者: 11組  カジダン応援講座 実施日: 11月29日 内容: 「オトコの時短家事～いま、パパがやるべき家族のための家事～講座」 対象: 夫婦・結婚予定のカップル 参加者: 8組	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
53	男女共同参画セミナー (家庭環境) (再掲: II-4-(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女がそれぞれ家庭と仕事、地域活動との両立を図るための、コミュニケーション能力や対人スキルを伸ばし積極的に参画できる社会を形成することを目的としたセミナーを開催する。	実施日: 9月3日(午前・夜間) 内容: 自分らしく生きるための「夫婦のかかわり術」 参加者: 28人(19人・9人)	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
54	男女共同参画セミナー (子育て支援)	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図ることを目的としたセミナーを開催する。	実施日:6月24日 内容:「助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー」 参加者:18組 対象:0歳児	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
55	外国人生活相談窓口の設置  (再掲:Ⅱ-5-(2))	第6章・第6節 国際化の推進	多言語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行う。国際交流員・外国人相談員が相談者の母語で対応する。 火曜日から土曜日…中国語・英語 火曜日…タガログ語 水曜日…韓国語	・相談件数 293人 ・日本語教室案内 246人	かわぐち市民パートナーステーション
56	高齢者相談事業  (再掲:Ⅱ-5-(3))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	高齢者やその家族等からの在宅介護に関する各種の相談や、認知症に関する相談に対応する。	・老人介護支援センター(市内14ヶ所) 相談件数:2,722件 ・認知症高齢者相談所 相談件数:1,901件	長寿支援課
57	病児・病後児保育事業	第1章・第2節 子育て環境の充実	保育所等に通っている児童が、病気または病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする。	委託先:病児保育室ファミリアあいう/病児保育室バンビ 延べ利用児童数:679人	子ども育成課
58	ファミリー・サポート・センター事業	第1章・第2節 子育て環境の充実	生後6ヶ月から小学3年生までの子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、仕事と育児の両立等のための環境整備を図る。	会員総数:1,591人 利用件数:延べ5,145件	子ども育成課
59	緊急サポートセンター事業	第1章・第2節 子育て環境の充実	小学校6年生までの子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、病気又は病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、援助を行える保育士等の相互の紹介を行い、地域における仕事と育児の両立が可能な環境整備の充実を図る。	会員総数:947人 利用件数:延べ479件	子ども育成課
42	保育所の整備・管理運営  (再掲:Ⅱ-2-(3))	第1章・第2節 子育て環境の充実	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育)の充実を図る。	保育所数:公設公営30ヶ所、公設民営11ヶ所、民営34ヶ所 定員:6,522人 延長保育:52ヶ所が19:00まで、21ヶ所が20:00まで実施 一時保育事業:公設公営5ヶ所、公設民営2ヶ所、民営3ヶ所で実施 保育所等の整備 民営保育所 11ヶ所 小規模保育事業所 30ヶ所	保育課
43	家庭保育室事業  (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	特に待機児童の多い生後8週経過後から3歳未満までの保育需要を補い、保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を実施する。	保育室数:47 定員:626人	保育課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
60	介護予防事業 (再掲:Ⅱ-5-(1))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者(二次予防事業対象者)の把握及び心身機能の向上を図る。また、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加の促進等を図る。	①二次予防事業対象者施策事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、対象者の運動器、口腔機能の向上を図るため運動教室等を実施する。 ・健康運動教室 延べ参加者数1,082人 ・お口の健康教室 延べ参加者数273人 ②一次予防事業対象者施策事業 介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及及び啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の促進及び支援を行う。 各事業参加者数 ・老人大学 315人 ・ウォーキング教室 74人 ・運動教室 159人 ・温水プール浴室 239人 ・生き生きデイサービス 9,267人 ・高齢者元気づくり推進リーダー養成講座 20人 ・介護支援ボランティア登録者 48人	介護保険課
61	地域包括支援センター運営業務 (再掲:Ⅱ-5-(3))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援し、また、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築し総合的に高齢者を支援するもの。	市内の地域包括支援センター(17ヶ所)において実施 ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成する。 ・総合相談事業(相談件数 68,463件) 介護、福祉、健康、医療など、高齢者や家族の様々な相談に対応する。 ・権利擁護事業(相談件数 292件) 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行う。高齢者の人権や財産が守られるよう支援する。 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(相談件数 3,225件) 地域のケアマネジャー等への支援を行う。	介護保険課
44	放課後子ども教室 (再掲:Ⅱ-2-(3))	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供する。	小学校17校、公民館1館、計18箇所で開催。 市内10地区全てで実施。 (原町小学校・朝日東小学校・青木北小学校・芝小学校・戸塚南小学校・新郷小学校・飯仲小学校・安行東小学校・鳩ヶ谷小学校・南鳩ヶ谷小学校・中居小学校・桜町小学校・辻小学校・里小学校・本町小学校・在家小学校・差間小学校・神根公民館)	生涯学習課
62	赤ちゃんサロン	第2章・第3節 生涯学習の推進	助産師の指導のもと、親子の交流の場と乳児の全般的な問題に対応するサロンの開催 1歳未満の乳児とその親を対象	平成26年4月～平成27年3月 全23回実施 延べ参加人数:636人	生涯学習課 (婦人会館)
45	両親が就労している小学校低学年児童対象の留守家庭児童保育事業 (再掲:Ⅱ-2-(3))	第1章・第2節 子育て環境の充実	両親が就労している小学校低学年児童の健全な育成を図るため、留守家庭児童保育事業を実施し、その充実に努める。小学校1～3年生対象(特別支援学級児童は6年生まで) 放課後から午後6時30分まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数:52校 利用者:3,600人	学務課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
63	育児休業制度・介護休業制度	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	子の養育又は家族の介護を行う職員の、仕事と家庭の両立を促進する職場環境を整備する	育児休業(173人)、育児短時間勤務(23人)、短期の介護休暇(45人)、子の看護(233人)	職員課
34	「商工勤労ニュース」 「れいばー倶楽部」  (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-7-(4))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばー倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・れいばー倶楽部 630部×12回発行	労政課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(4) 家庭生活における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
6	イクメンフォトコンテスト (再掲: I-1-(1)、II-4-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催する。 (応募内容: 日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募: 9月1日～11月21日 表彰・作品展示: 2月21日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成27年2月25日～3月4日「市役所ロビー」、平成27年3月6日～3月18日「埼玉県男女共同参画推進センター」	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
7	男女共同参画セミナー (男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: I-1-(1)、II-4-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催する。	イクメン応援講座PART I 実施日: 5月24日 内容: 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 対象: 4か月～1歳2か月児とパパ 参加者: 19組  イクメン応援講座PART II 実施日: 7月12日 内容: 「パパを楽しもう! パパだからできる遊び方講座」 対象: 2～3歳児とパパ 参加者: 11組  カジダン応援講座 実施日: 11月29日 内容: 「オトコの時短家事～いま、パパがやるべき家族のための家事～講座」 対象: 夫婦・結婚予定のカップル 参加者: 8組	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
53	男女共同参画セミナー (家庭環境) (再掲: II-4-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女がそれぞれ家庭と仕事、地域活動との両立を図るための、コミュニケーション能力や対人スキルを伸ばし積極的に参画できる社会を形成することを目的としたセミナーを開催する。	実施日: 9月3日(午前・夜間) 内容: 自分らしく生きるための「夫婦のかかわり術」 参加者: 28人(19人・9人)	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
64	ウェルカムBaby教室 (再掲: II-8-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	これから出産を迎える夫婦が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催する。	対象者: 市内在住の妊娠5か月から7か月の妊婦とその夫 内容: 妊娠後期の過ごし方 赤ちゃんの健康と病気について 妊産婦の栄養 グループワークなど 赤ちゃんの育て方 赤ちゃんの沐浴(実習) 実施回数: 34回 参加者: 延1,227人	保健センター
65	男性・親子料理教室	第2章・第3節 生涯学習の推進	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するため、男性を対象とした料理教室、親子を対象とした料理教室を開催する。	・男性の料理教室2館(横菅根・里) ・親子の料理教室5館(前川・青木・領家・朝日東・里)	生涯学習課 (公民館)
66	お父さんと楽しむわらべうたと絵本	第2章・第3節 生涯学習の推進	育児中のお父さんに、わらべうたや絵本によって子どもとコミュニケーションをとる楽しさ、大切さを知ってもらうとともに、図書館の利用を促すために開催する。	・中央図書館 実施日: 10月25日 参加者: 12組(25人) 対象: 1歳～未就学児の子どもとその父親 ・戸塚図書館 実施日: 11月16日 参加者: 8組(16人) 対象: 1歳～未就学児の子どもとその父親	中央図書館

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

#### 施策の方向(5) 地域活動における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
67	青少年指導者養成講習会	第2章・第2節 青少年の健全育成	青少年団体及び指導者が抱える課題や悩みを共有し、情報交換や交流を通して解決策を見いだすとともに、これからの青少年団体運営や指導者に必要とされる技術や知識の習得を通して、青少年指導者の養成と資質の向上を図るため実施した。	実施日:9月20日 会場:栄町公民館 参加者:23人  実施日:11月15日 会場:青少年会館 参加者:24人  実施日:1月24日 会場:青少年会館 参加者:34人	青少年対策室
68	学校応援団	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	川口市学校応援団推進委員会を設置・開催して学校ボランティアのあり方や具体的な活動方法の検討を行うとともに、学校応援コーディネーターの育成、事業成果の周知を行う。	授業の補助、登下校の見守り支援、部活動指導、環境整備等 参加ボランティア人数 約6,400名	指導課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実  
 施策の方向(1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと生活できるための支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
69	高齢者生きがいセミナー	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	生きがいづくりや健康づくりに有効な学習、実習、スポーツ等の体験講座等を提供することにより、高齢者が自ら新たな趣味活動や生活向上のための活動のきっかけづくり、いきがいづくりや社会参加の推進することを目的としたセミナーを開催する。	<p>&lt;生きがいセミナー前期&gt;全6回、6事業、延べ162名                      実施日:5月9日                      会場:中央ふれあい館                      内容:バランスアップ体操&amp;ウォーキング                      参加者:28人</p> <p>実施日:5月13日                      会場:中央ふれあい館                      内容:やさしいヨガ                      参加者:28人</p> <p>実施日:5月16日                      会場:中央ふれあい館                      内容:健康吹矢                      参加者:28人</p> <p>実施日:5月20日                      会場:上青木スポーツ広場                      内容:ターゲットバードゴルフ                      参加者:28人</p> <p>実施日:5月22日                      会場:並木公民館                      内容:家庭菜園入門                      参加者:24人</p> <p>実施日:5月27日                      会場:SR新井宿駅周辺                      内容:川口散歩(～新緑の鳩ヶ谷史跡めぐり～)                      参加者:26人</p> <p>&lt;生きがいセミナー後期&gt;全8回、6事業、延べ204名                      実施日:1月14日                      会場:中央ふれあい館                      内容:バランス体操Ⅰ                      参加者:29人</p> <p>実施日:1月21日                      会場:中央ふれあい館                      内容:心を打つ絵手紙づくり                      参加者:26人</p> <p>実施日:1月29日                      会場:中央ふれあい館                      内容:オカリナにチャレンジ!                      参加者:26人</p> <p>実施日:2月12日                      会場:メディアセブン                      内容:はじめてのパソコン(基礎編)                      参加者:24人</p> <p>実施日:2月13日                      会場:メディアセブン                      内容:はじめてのパソコン(インターネット編)                      参加者:28人</p> <p>実施日:2月19日                      会場:川口スプリングレーンズ                      内容:初心者からのボウリング                      参加者:23人</p> <p>実施日:2月27日                      会場:保健センター                      内容:これから楽しむ食生活                      参加者:23人</p> <p>実施日:3月2日                      会場:中央ふれあい館                      内容:バランス体操Ⅱ                      参加者:25人</p>	長寿支援課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと生活できるための支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
60	介護予防事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者(二次予防事業対象者)の把握及び心身機能の向上を図る。また、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加の促進等を図る。	①二次予防事業対象者施策事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、対象者の運動器、口腔機能の向上を図るため運動教室等を実施する。 ・健康運動教室 延べ参加者数1,082人 ・お口の健康教室 延べ参加者数273人 ②一次予防事業対象者施策事業 介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及及び啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の促進及び支援を行う。 各事業参加者数 ・老人大学 315人 ・ウォーキング教室 74人 ・運動教室 159人 ・温水プール浴教室 239人 ・生き生きデイサービス 9,267人 ・高齢者元気づくり推進リーダー養成講座 20人 ・介護支援ボランティア登録者 48人	介護保険課
70	障害者就労支援事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者の就労と生活を総合的に支援する。	障害者就労支援センター事業 就労者数61人、実績額8,000千円	障害福祉課
71	自立支援給付事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	共同生活援助・就労移行支援等障害者への訓練等給付費の支給や身体障害者のからだの不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするための補装具費の支給を行う。	・訓練等給付事業 利用者数1,455人、実績額1,341,820千円 ・補装具費支給事業 交付506件・修理325件、実績額90,091千円	障害福祉課
72	地域生活支援事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の社会参加及び自立促進等、障害者の日常生活や社会生活を支援する。	・相談支援事業 延べ35,334件、実績額93,000千円 ・手話通訳者派遣事業 延べ1,216件、実績額18,169千円 ・要約筆記奉仕員派遣事業 派遣12回、実績額548千円 ・広報紙等点字訳・録音委託事業 点字訳240部・録音版818組、実績額916千円 ・移動支援事業 利用時間数54,502時間、実績額189,092千円 ・自動車改造費補助事業 延べ11件、実績額953千円 ・運転免許取得費補助事業 延べ6件、実績額720千円	障害福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
73	男女共同参画の視点に立った外国人対象の防災訓練講習会  (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	外国人や地区社協関係者に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性の理解を図る。	実施日:2月28日 内容:外国人対象の防災訓練講習会 参加者:68人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
74	国際交流員の配置	第6章・第6節 国際化の推進	国際交流や多文化共生事業の推進を目的として配置。外国人住民の生活支援及び市民の異文化理解のための交流活動や国際交流関係事務等の業務に従事。	国際交流員 1名配置 (中国語・英語)	かわぐち市民パートナーステーション
75	多文化情報コーナーの設置	第6章・第6節 国際化の推進	多言語に翻訳した行政情報や、ボランティア日本語教室の一覧表、多文化に関連した雑誌などを設置し、情報提供を行っている。	かわぐち市民パートナーステーション(キュボ・ラム4階)内に設置	かわぐち市民パートナーステーション
76	外国人住民に対する情報誌「きゆうぼら」の発行	第6章・第6節 国際化の推進	年に3回(5・9・1月)、外国人住民に日常生活・異文化情報等を発信。日本人住民と外国人住民との交流促進を図るため、ボランティアの協力により作成している。	年3回発行(5月、9月、1月) 配布先:庁内各課・各支所・公民館等、近隣自治体の多文化共生担当、国際交流協会等  部数 ・5月(10号)3,100部 ・9月(11号)3,100部 ・1月(12号)3,100部	かわぐち市民パートナーステーション
55	外国人生活相談窓口の設置  (再掲:Ⅱ-4-(2))	第6章・第6節 国際化の推進	多言語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行う。国際交流員・外国人相談員が相談者の母語で対応する。 火曜日から土曜日…中国語・英語 火曜日…タガログ語 水曜日…韓国語	相談件数 293人 ・日本語教室案内 246人	かわぐち市民パートナーステーション
77	日本語ボランティアの育成	第6章・第6節 国際化の推進	市内で開催しているボランティア日本語教室などで、外国人に日本語を教えるボランティア養成のための「日本語ボランティア入門講座」・「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催。	実施日:5月23日～6月20日(5回) 内容:「日本語ボランティア入門講座」(1回目) 参加者:29人  実施日:9月2日～9月30日(4回) 内容:「日本語ボランティア入門講座」(2回目) 参加者:28人  実施日:3月14日(土) 内容:「日本語ボランティアレベルアップ講座」 参加者:40人	かわぐち市民パートナーステーション
78	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	第6章・第6節 国際化の推進	進学を希望しながら、入試制度の知識不足や言葉の壁のために進学をあきらめている外国籍生徒やその保護者に対して、入試や学校生活・学費などの進学に関する基本的な情報提供・支援を行う。	実施日:10月26日(日) 参加者:128人	かわぐち市民パートナーステーション
79	外国人住民対象の防災訓練講習会	第6章・第6節 国際化の推進	災害弱者に位置付けられる外国人住民が、災害発生時に身の安全を確保できるように、基礎的な訓練を行う。	実施日:2月28日(土) 参加者:68人	かわぐち市民パートナーステーション
80	マタニティキーホルダー配布	第1章・第2節 子育て環境の充実	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、妊産婦が交通機関等を利用する際にマタニティマークキーホルダーを身につけられるよう配布する。	対象者:川口市内に在住している者で妊娠届出書を提出した者 配布場所:保健センター、鳩ヶ谷分室、市民課、駅前行政センター、各支所、各駅連絡室 13か所 妊娠届出数:5,790件	保健センター

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
81	妊産婦・新生児訪問指導 (再掲:Ⅱ-8-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施する。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が家庭訪問し、必要な保健指導を行う。 訪問延件数:8,393件	保健センター
82	外国語版川口市家庭ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集日早見表の作成と配布	第4章・第4節 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	外国籍市民に対して、家庭ごみの分け方・出し方等を周知するため、7ヶ国語の「外国版川口市家庭ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集早見表」を作成し、市民課窓口等で配布する。	「家庭ごみの分け方・出し方」を作成。 作成部数:7,000部	廃棄物対策課
83	消費者講座の開催	第6章・第1節 安全・安心な市民生活の確保	消費者自らが消費者問題に関する知識を習得し、被害防止に寄与できるよう、セミナー及び講演会を開催する。	①消費生活セミナー 「悪質商法の被害を防ぐには」 ～悪質商法の手口と対策について～ 実施日:11月19日、参加者:29名 ②消費生活講演会 「賢い消費者になろう」～私達のくらしと法律～ 実施日:2月5日、参加者:103名 ③消費生活講座(民生委員・児童委員対象) 「消費者被害の具体例とその予防法」 (埼玉県消費生活センターと共催) 実施日:2月17日、参加者:73名 2月18日、参加者:46名	経済総務課
84	おもいやり駐車場制度	第5章・第3節 総合的な交通基盤の充実	障害のある方や介護の必要な方、妊産婦の方など歩行困難と認められる方のための駐車スペースの確保を図り、利用者が円滑に移動できる施設整備等を促進していく。	申請者数:障害者等331件、妊産婦168件 利用施設(導入時より合計)市内:131施設224台 平成27年1月5日より全国31府県と相互利用開始	都市計画課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
85	住民参加型福祉サービス事業	第1章・第3節 誰もが安心して暮らせる生活環境の充実	高齢者や障害者、病気・けがの方、産前産後の方々が安心して暮らしていけるようなまちづくりを目的とした、住民相互の助け合い活動。  1.家事援助サービス 自分で家事ができず、家族などからの支援も困難な方の自宅に協力員を派遣し、家事等を有料で実施する。 2.食事サービス 食事作りや買い物が困難で、家族などからの支援も難しい方に、安否確認をかねたお昼のお弁当配食を実施する。 3.介護用品助成サービス ご自宅の介護で使用している、紙おむつ・防水シートそれぞれの購入費が1ヶ月3,000円以上の場合のみ、一律1,500円を助成する。 4.車いす貸出サービス 自宅で一時的に車いすが必要な方に、車いすの貸出を実施する。 5.福祉車両貸出サービス 歩行が困難で常時車いすを使用している方に、車いすのまま乗れる福祉車両の貸出を実施する。	1. 家事援助サービス 派遣時間 6,480時間 2. 食事サービス 配食数 51,559食 3. 介護用品助成サービス 助成額 4,884,700円 4. 車いす貸出サービス 利用者数 300人 5. 福祉車両貸出サービス 利用件数 88件	福祉総務課 (社会福祉協議会)
86	高齢者生活支援事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	高齢者が在宅で快適に生活できるよう支援を行う。	・ヘルパー派遣事業 派遣回数 989回 ・福祉機器貸与事業 貸与件数 介護ベッド39件 車いす32件 ・配食サービス 配食数 179,395食 ・寝具乾燥消毒事業 乾燥 785回 洗濯119回 ・日常生活用具給付 杖64件 シルバーカー47件	長寿支援課
87	高齢者住宅環境整備事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	日常生活動作の低下した高齢者の在宅生活の利便を図るために、居室の増改築や住宅の改善整備を行う方に対し、融資及び利子助成や補助金の交付を行う。	・居室整備資金の貸付 貸付件数 0件 ・住宅改善整備費補助金 交付件数 8件	長寿支援課
56	高齢者相談事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	高齢者やその家族等からの在宅介護に関する各種の相談や、認知症に関する相談に対応する。	・老人介護支援センター(市内14ヶ所) 相談件数 2,722件 ・認知症高齢者相談所 相談件数 1,901件	長寿支援課
88	老人福祉施設整備助成事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの整備事業を行う社会福祉法人に対し、整備事業費の一部を助成することにより、施設整備の促進を図る。	・交付団体 社会福祉法人 桐和会 社会福祉法人 健寿会 社会福祉法人 敬愛会 ・設置施設 特別養護老人ホーム 道合さくらの社(定員139名) 特別養護老人ホーム 川口ほほえみの里(定員100名) 特別養護老人ホーム みやびの郷(定員110名)	長寿支援課
89	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の運営	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	指定管理者制度により、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、身体機能の低下等が認められる方に対し施設サービスを行い、福祉の増進を図る。	・川口市養護老人ホーム(サンテピア)(定員50名) ・川口市軽費老人ホーム(サンテピア)(定員50名)	長寿支援課 (社会福祉事業団)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
90	居宅改善整備費助成事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	重度の身体障害者の居宅の一部を生活しやすいように改善する場合、その費用の一部を助成する。	重度身体障害者(児)居宅改善整備事業 延べ4件、実績額703千円	障害福祉課
91	自立支援給付事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	居宅介護・重度訪問介護・生活介護等障害者への介護給付費を支給する。	介護給付事業 利用者数2,988人、実績額3,406,127千円	障害福祉課
92	地域生活支援事業	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の保健衛生の向上、健康の増進及び介護者の一時的な休息等、障害者の日常生活や社会生活を支援する。	重度身体障害者入浴事業 延べ1,003件、実績額4,800千円 日中一時支援事業 延べ1,518件、実績額3,944千円 日常生活用具給付事業 延べ9,757件、実績額101,713千円	障害福祉課
93	介護(介護予防)サービス等給付事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで家族と共に尊厳のある自立した生活が送れるよう支援するため、訪問、通所等の介護サービスを1割負担で利用できるよう給付するもの。	介護(介護予防)給付件数(延べ) ○訪問通所等サービス 303,308件 ・ホームヘルパー等が居宅に訪問しサービスを利用する(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅栄養管理指導) ・通所介護施設等へ通所により日帰りでサービスを利用する(通所介護、通所リハビリテーション) ・日常生活の自立を助けるため福祉用具を貸与する(福祉用具貸与) ○短期入所サービス 11,173件 介護老人福祉施設等に短期入所しサービスを利用する(短期入所生活介護、短期入所療養介護) ○特定施設入居者生活介護 10,249件 有料老人ホーム等に入居しサービスを利用する ○福祉用具購入 1,607件 入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入時に利用する ○住宅改修 1,350件 手すりの取付けや段差解消等の住宅改修時に利用する ○居宅介護サービス計画 128,035件 介護サービスを利用するため計画書を作成する ○地域密着型サービス 10,196件 ・定員が29床以下の施設等に入居しサービスを利用する(地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護) ・通所や訪問、短期入所を組み合わせサービスを利用する(小規模多機能型居宅介護) ・認知症の方がグループホームに入居、またはデイサービスを利用する。(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護) ○施設サービス 33,156件 特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床への入所等のサービスを利用する。(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)	介護保険課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
61	地域包括支援センター運営業務 (再掲:Ⅱ-4-(2))	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援し、また、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築し総合的に高齢者を支援するもの。	市内の地域包括支援センター(17ヶ所)において実施 ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成する。 ・総合相談事業(相談件数 68,463件) 介護、福祉、健康、医療など、高齢者や家族の様々な相談に対応する。 ・権利擁護事業(相談件数 292件) 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行う。高齢者の人権や財産が守られるよう支援する。 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(相談件数 3,225件) 地域のケアマネジャー等への支援を行う。	介護保険課
94	家族介護継続支援事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	要介護(要支援)認定者や認知症、寝たきり等の心身機能の低下による失禁状態の高齢者に対し、紙おむつを自宅等に配送することで、家族の経済的・身体的負担の軽減を図るもの。	おむつ代を市が一部負担し宅配とすることで、家族等の負担の軽減を図る。 月1回宅配により支給。 利用者負担 1ヶ月1,300円 宅配件数 延べ28,075件	介護保険課
95	介護相談員派遣事業	第1章・第4節 高齢者の暮らしの充実	介護相談員が介護事業所へ訪問し、行政でも事業者でもない第三者の立場として、介護サービスの利用者や家族からの苦情や不満等を聞き、利用者事業者との橋渡し役となり、問題の改善や介護サービスの質の向上を図るもの。	・介護相談員の派遣件数 292件 ・2者(市、介護相談員)及び3者(市、介護相談員、事業所)による会議を開催し、意見交換等をするなど情報の共有を図る。(年2回開催)	介護保険課
96	訪問歯科健康診査	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	おおむね65歳以上の在宅で寝たきり状態又はこれに準ずる状態にある方を対象に、訪問による歯科健康診査を実施する。	受診者数 199人	保健センター

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### 施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
73	男女共同参画の視点に立った外国人対象の防災訓練講習会  (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	外国人や地区社協関係者に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性の理解を図る。	実施日:2月28日 内容:外国人対象の防災訓練講習会 参加者:68人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
97	地域防災計画  (再掲:Ⅱ-6-(3))	第6章・第2節 危機管理体制の強化	防災会議が策定する計画で、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としたもの。地域防災計画の改訂により、計画の基本方針に「男女共同参画の視点への配慮」の項目を追加し、計画のすべての事項を通じて、被災時や地域防災活動において男女共同参画の視点を取り入れた。	平成26年3月改訂。 地域防災計画を市内図書館に配架するとともに、市ホームページへ掲載。 各種防災訓練、防災フェア等を通じて広報。	防災課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### 施策の方向(2) 地域防災活動への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
73	男女共同参画の視点に立った外国人対象の防災訓練講習会  (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	外国人や地区社協関係者に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性の理解を図る。	実施日:2月28日 内容:外国人対象の防災訓練講習会 参加者:68人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
98	女性防災リーダー育成の推進	第6章・第2節 危機管理体制の強化	地域防災活動への積極的な女性の参画を促進するため、女性防災リーダーの育成を推進する。	防災リーダー講習会 女性修了者:380名	防災課
99	川口市消防団員募集事業	第6章・第2節 危機管理体制の強化	川口市消防団活性化計画の一環として広く市民ニーズに応えるため、女性消防団員を継続して募集。市民に信頼される団員を目指し、訓練、研修等により、育成指導を図る。	・はたちの集い(成人式)の会場に、消防団募集ブースを設置し、多くの女性に対し消防団PRを実施。 ・女性団員を対象とした女性消防団員研修を実施。 ・全国女性消防団員活性化大会へ参加し、全国の女性消防団員との交流を深めた。 (平成27年4月現在 女性消防団員22名)	消防総務課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### 施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
73	男女共同参画の視点に立った外国人対象の防災訓練講習会  (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	外国人や地区社協関係者に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性の理解を図る。	実施日:2月28日 内容:外国人対象の防災訓練講習会 参加者:68人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
100	男女共同参画の視点に立った防災対策の啓発  (再掲:Ⅱ-6-(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、啓発や情報提供を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架するとともに、国の災害対応についてホームページへ掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
97	地域防災計画  (再掲:Ⅱ-6-(1))	第6章・第2節 危機管理体制の強化	地域防災計画(震災対策)に、「避難所の運営」における留意点として、運営組織への女性の参加や、男女別更衣室・トイレなどを設置するなど、女性に配慮した避難所運営について明記した。	平成26年3月改訂。 地域防災計画を市内図書館に配架するとともに、市ホームページへ掲載。 各種防災訓練、防災フェア等を通じて広報。	防災課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### 施策の方向(4) 災害復興時における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
73	男女共同参画の視点に立った外国人対象の防災訓練講習会  (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	外国人や地区社協関係者に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性の理解を図る。	実施日:2月28日 内容:外国人対象の防災訓練講習会 参加者:68人	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
100	男女共同参画の視点に立った防災対策の啓発  (再掲:Ⅱ-6-(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女のニーズの違いに配慮した男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、啓発や情報提供を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架するとともに、国の災害対応についてホームページへ掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
9	女性のための悩みごと電話相談事業 (再掲: I-1-(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設する。	相談日: 毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員: 女性心理カウンセラー 相談件数: 36件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
101	DV相談担当職員研修	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	DV相談業務に関わる職員の専門性の向上を図るため、埼玉県等が主催する研修へ参加する。	主催: 埼玉県婦人相談センター 実施日: 5月13、14、16、27、28、29日 内容: DV被害者支援担当者研修 I (初任者向け)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション) DV相談関係課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日: 9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員: 10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション) DV相談関係課
103	ハーグ条約 (再掲: II-7-(7)、II-9-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めがあった場合かわぐち市民パートナーステーションが窓口となり、関係課に照会し回答するもの。	1件	かわぐち市民パートナーステーション

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日: 9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員: 10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション) DV相談関係課
104	女性に対する暴力をなくす運動啓発事業	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	内閣府、男女共同参画推進本部が主唱する毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を行う。	・男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)において、DVパネル展、書籍展示、啓発ティッシュ・パープルリボンの配布などを実施。(11月12日～25日) ・企画財政部職員パープルリボン着装	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
106	DV被害者等に対する支援事業	総合計画の位置づけなし (住民基本台帳事務に係る支援措置)	ドメスティック・バイオレンス被害者や子供に対する暴力、ストーカー被害者に対応するため、関係機関と連携して住民票等の加害者への発行禁止を実施する。	支援措置に基づく住民票の取扱 申請件数 150件(うち継続 63件)	市民課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
107	DV被害者への支援	第1章・第3節 誰もが安心できる生活環境の充実	ドメスティックバイオレンスにより、緊急に保護を要する場合に福祉施設等にて一時的に保護を行う。また、福祉施設を出た後の自立に向けた生活基盤の確保および安定した生活に向けた生活保護の適用を行う。	ドメスティックバイオレンスの被害者に対し、一時避難場所からの居宅設定・生活保護の適用および居宅設定先での生活保護移管手続き。 9件	生活福祉1課・2課
108	DV被害者への支援	第1章・第2節 子育て環境の充実	家庭内における、夫などからの暴力により保護を必要とする母子に対し、県内の生活支援施設や関係機関と連携を図りながら、緊急一時保護の対応をする。	母子緊急一時保護 9世帯(子育て相談課対応)	子育て支援課(子育て相談課)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲:Ⅰ-7-(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、(平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課(平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
109	要保護児童対策地域協議会	第1章・第2節 子育て環境の充実	被虐待児を始めとする要保護児童を早期に発見し関係機関と連携・協力を図りながら、適切な支援を行う。 ・構成機関 福祉、保健、医療、教育、司法等の16機関	・代表者会議1回 ・実務者会議全32回 ・個別ケース会議85回 ・研修会1回	子育て支援課(子育て相談課)
110	児童虐待防止啓発事業	第1章・第2節 子育て環境の充実	児童虐待防止について広く市民に周知する。	・啓発カードの配布 ・児童虐待防止月間(11月)中に啓発缶バッジを川口市役所職員が装着。 ・広報紙、キャストビジョン等にて児童虐待防止について周知。 ・公営競技事務所との共催による啓発活動。等	子育て支援課(子育て相談課)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション) DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション)
51	職員研修(管理者特別講座) (再掲: II-3-(2))	第7章・第2節 計画的・効率的な行財政運営の推進	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントは、個人の尊厳と人格を不当に侵害するほか、勤務能率や職場秩序に悪影響を与えることから、各々の意識のもち方、留意点及び防止策等について学ぶ。	内容:ハラスメント防止講座 受講者:189人 対象者:課長職、課長補佐職、係長職	職員課
34	「商工勤労ニュース」「れいばい倶楽部」 (再掲: II-1-(2)、II-3-(1)、(2)、(3)、II-4-(3))	第3章・第5節 安心して働き続けることのできる職場づくりの推進	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばい倶楽部」を通じて発信する。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばい倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×3回発行 ・れいばい倶楽部 630部×12回発行	労政課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(5) 性犯罪への対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション) DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(6) 売買春への対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション) DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

#### 施策の方向(7) 人身取引への対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション) DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーステーション)
103	ハーグ条約 (再掲: II-7-(1)、II-9-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めがあった場合かわぐち市民パートナーステーションが窓口となり、関係課に照会し回答するもの。	1件	かわぐち市民パートナーステーション

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり  
 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【DV対策基本計画】  
 施策の方向(8) ストーカー行為等への対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
102	DV対策庁内連絡会議 (再掲: I-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「DV対策基本計画」を定めたことに伴い、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を発足	実施日:9月16日、平成27年3月10日(2回) 委員:10人(関係各課担当者)	総合政策課、 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション) DV相談関係課
105	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行う。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラム4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民パートナーズ テーション)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 施策の方向(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
111	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ)の尊重についての考え方を、社会に広く浸透させるための啓発を行う。	国の「男女共同参画基本計画(生涯を通じた女性の健康支援)」に関する情報をホームページに掲載。	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
112	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発及び情報提供	第2章・第1節 知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす学校教育の推進	性に関する指導の実施 学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実施されるよう、情報を提供し、指導を行う。	小学校4年生時に、体育・保健、特活の授業の一環として、二次成長について学ぶ。(年約5時間程度)	指導課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 施策の方向(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
113	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん) (再掲:Ⅱ-8-(3))	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	・がんに対する知識を普及し、早期発見、早期治療をすすめる事業で女性対象。子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上、乳がん検診は次のうちどちらかひとつを受診できる。 ①視触診のみの検診(毎年)は30歳以上②マンモグラフィ(隔年)は40歳以上	(1)子宮頸がん検診 会場 市内の検診実施機関 内容 子宮頸部、体部の細胞診 時期 7月～11月末日 受診者数 18,887人 (2)乳がん検診 会場 市内の検診実施機関 内容 ①問診、視診、触診 ②問診、視診、触診、乳房X線撮影 時期 ①、②7月～11月末日 受診者数 ①6,711人 ②9,037人 ※がん検診推進事業は、7月～1月末日まで実施	保健センター
114	輝く女性の健康講座 (再掲:Ⅱ-8-(3))	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	女性の健康力の向上を目指して更年期に必要な知識を幅広く普及、啓発する。	実施日:3月1日・3日・10日 会場:中央ふれあい館(3/1) 保健センター(3/3、10) 内容:講義「女性の健康について」 対象:おおむね40～50歳の女性 参加者:99人	保健センター
64	ウエルカムBaby教室 (再掲:Ⅱ-4-(4))	第1章・第2節 子育て環境の充実	これから出産を迎える夫婦が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催する。	対象者:市内在住の妊娠5か月から7か月の妊婦とその夫 内容:妊娠後期の過ごし方 赤ちゃんの健康と病気について 妊産婦の栄養 グループワークなど 赤ちゃんの育て方 赤ちゃんの沐浴(実習) 実施回数:34回 参加者:延1,227人	保健センター
81	妊産婦・新生児訪問指導 (再掲:Ⅱ-5-(2))	第1章・第2節 子育て環境の充実	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施する。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が家庭訪問し、必要な保健指導を行う。 訪問延件数:8,393件	保健センター
115	妊婦健康診査	第1章・第2節 子育て環境の充実	疾病や異常を早期に発見し、妊娠中の健康状態を良好に保ち、丈夫な赤ちゃんを安全に出産できるように支援する。 経済的な理由などで妊娠中の健康管理を怠ることがないように経済的負担の軽減を図り、丈夫な赤ちゃんを安全に出産できるように支援する。	対象者:市内在住の妊婦 内容:母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査業務を委託している県医師会、助産師会埼玉支部または県外の医療機関に妊婦が受診票を提出することにより、公費助成を実施する。里帰り等で委託契約していない医療機関で受診した健診料金については、後日の申請により助成金を交付する。 延受診件数:63,416件	保健センター



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 施策の方向(3) 性差に応じた健康支援の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
113	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん) (再掲:Ⅱ-8-(2))	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	・がんに対する知識を普及し、早期発見、早期治療をすすめる事業で女性対象。子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上、乳がん検診は次のうちどちらかひとつを受診できる。 ①視触診のみの検診(毎年)は30歳以上②マンモグラフィ(隔年)は40歳以上	(1)子宮頸がん検診 会場 市内の検診実施機関 内容 子宮頸部、体部の細胞診 時期 7月～11月末日 受診者数 18,887人 (2)乳がん検診 会場 市内の検診実施機関 内容 ①問診、視診、触診 ②問診、視診、触診、乳房X線撮影 時期 ①、②7月～11月末日 受診者数 ①6,711人 ②9,037人 ※がん検診推進事業は、7月～1月末日まで実施	保健センター
114	輝く女性の健康講座 (再掲:Ⅱ-8-(2))	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	女性の健康力の向上を目指して更年期に必要な知識を幅広く普及、啓発する。	実施日:3月1日・3日・10日 会場:中央ふれあい館(3/1) 保健センター(3/3、10) 内容:講義「女性の健康について」 対象:おおむね40～50歳の女性 参加者:99人	保健センター
116	女性専門外来	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	女性医師が、女性特有の病気や体調不良といった悩みを持つ女性を対象に、診療料を限定せず カウンセリングを実施する。総合健診センターにて実施。要予約。	参加者:7人 実績額:37,800円	医療センター医事課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 施策の方向(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
117	薬物・アルコール等依存症に関する情報提供	第1章・第1節 健康づくりの推進と医療の充実	薬物・アルコール等依存症に関する情報や資料等を収集し、市民へ情報提供を行う。	保健センターの窓口において、依存症関連のチラシや県・保健所等の事業のチラシを設置。	保健センター

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

#### 施策の方向(1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
118	国際社会における取り組みの周知と理解の促進 (再掲: II-9-(2))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図る。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、男女共同参画フォーラムでパネル展示を実施。また、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)
103	ハーグ条約 (再掲: II-7-(1)、(7))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めがあった場合かわぐち市民パートナーステーションが窓口となり、関係課に照会し回答するもの。	1件	かわぐち市民パートナーステーション

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

### 課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

#### 施策の方向(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
118	国際社会における取り組みの周知と理解の促進 (再掲: II-9-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図る。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、男女共同参画フォーラムでパネル展示を実施。また、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	総合政策課 (平成27年度:かわぐち市民パートナーステーション)

# 男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

事業番号	施策・事業名	総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成26年度)	担当課
1	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発 (再掲: I-1-(1))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図る。	条例啓発パンフレットを市民に配布するとともに、ホームページに掲載。 配布場所: 転入者(市民課・支所等)、はたちの集い、イベント(男女共同参画のつどい・男女共同参画フォーラム)、職員研修	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
119	男女共同参画庁内連絡会議	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進に向けて、関係各課との連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な施策を進めるための庁内連絡会議を設置。	委員: 18人(企画財政部長ほか関係各課長) 実施日: 7月9日、平成27年3月20日 内容: 川口市男女共同参画年次報告書、男女共同参画啓発誌、女性登用状況、事業連携	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション) 関係各課
120	男女共同参画推進委員会	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	基本計画や男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、その意見を施策に反映させるための有識者と市民により構成する男女共同参画推進委員会を設置。	委員: 12人(市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者) 実施日: 第1回: 7月18日、第2回: 10月10日、第3回: 11月25日 内容: 研修会、男女共同参画情報紙、啓発誌、委員会の審議事項、男女共同参画年次報告書	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
121	男女共同参画社会の意識啓発のための職員研修会	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画を推進する立場である行政職員としての必要な知識と認識を深めるため、男女共同参画に関する研修を実施し、意識の浸透を図る。	実施日: 平成27年1月19日 参加者: 104人 内容: どう活かす? 男女共同参画の視点 講師: 瀬山紀子氏(埼玉県男女共同参画推進センター事業コーディネーター)	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
122	総合的な拠点施設の検討	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、活動を支援するための総合的な活動拠点施設を確保する。	拠点施設の検討 現在は、男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)において、情報紙・啓発誌・書籍、国・県等の資料を展示するほか、市民パートナーズテーション等の施設を利用し、イベントやセミナー等の事業を実施。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
123	川口市男女共同参画年次報告書	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	「第2次男女共同参画計画」の推進のため、様々な取り組みを行い、その実効性を高めるため、毎年進捗状況や施策の実施状況について報告書を作成し公表する。	・男女共同参画年次報告書(平成26年度事業報告) 市政情報コーナー、男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)に配架、ホームページに掲載。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
124	男女共同参画に関する情報収集及び連携・協力	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	国・県・他市等の取り組みについて、情報収集や情報交換を積極的に行い、相互の連携・協力を図る。	国・県・他市等の計画書・情報紙・啓発誌等の男女共同参画に関する資料を収集するとともに、相互の施設にて配架。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
36	川口の男女共同参画を考える会 (再掲: II-1-(3))	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働して男女共同参画フォーラムやセミナーの企画・運営、イベントの協力を行っており、市は学習・研修機会の提供や能力を発揮できるように支援している。	会員: 31人 (部会) 地域・子育て部会 ワーク・ライフ・バランスを考える部会 取り組み: 定例会9回、セミナー6回、フォーラム1回開催、イベントへの協力及び参加	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)
125	男女共同参画に関する行政情報の提供	第6章・第4節 人権尊重・男女共同参画社会の推進	開かれた市政の運営を目指すため、男女共同参画に関する行政情報の積極的な提供に努める。	広報紙への掲載、市政情報コーナー・男女共同参画コーナー(キュポ・ラム4階)・各公共施設への配架、ホームページや広告媒体を活用した情報提供。	総合政策課 (平成27年度: かわぐち市民 パートナーズ テーション)



## 6 推進指標の進捗状況

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (平成23年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅰ 課題1	性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合	(平成23年度) 45.5%	(平成28年度) 60%以上	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題2	家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合	(平成23年度) <<家庭生活>> 30.2% <<学校教育>> 67.6% <<職場>> 18.1% <<地域活動>> 42.1%	(平成28年度) 34.6% 76.4% 22.9% 51.7%	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題3	「男女共同参画社会」という用語の周知度	(平成23年度) 未調査	(平成28年度) 70%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題1	①各種審議会・委員会への女性の登用率 ②学校職員（幼・小・中）における女性管理職の割合	(平成23, 27年度) 23.5%, 25.8%  (平成23, 26年度) 23.5%, 20.5%	(平成27年度) 30%  (平成28年度) 26.5%	総合政策課 (H27年度～かわぐち市民パートナーステーション) 学務課
基本目標Ⅱ 課題2	①「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度 ②男女共同参画セミナーのキャリア友セミナー参加者の満足度	(平成23年度) 39.2%  (平成23, 26年度) 84.5%, 94.2%	(平成28年度) 57%  (平成28年度) 90%	市民意識調査  総合政策課 (H27年度～かわぐち市民パートナーステーション)
基本目標Ⅱ 課題3	30代の女性の就業率（30～39歳）	(平成22年度) 59.4%	(平成27年度) 62.1%	国勢調査

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (平成23年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅱ 課題4	市男性職員の育児参加休暇取得率	(平成23, 26年度) 17%, 34%	(平成33年度) 30%	職員課
基本目標Ⅱ 課題5	①「ユニバーサルデザイン」についての認知度  ②老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと	(平成23年度) 未調査  (平成23, 26年度) 男性36.6%, 36.5% 女性63.4%, 63.5%	(平成28年度) 80%  (平成33年度) 男女比を50% に近づける。	市民意識調査  長寿支援課 注釈：65歳以上の割合 H23 男 45.4%女 54.6% H26 男 45.4%女 54.6%
基本目標Ⅱ 課題6	女性の防災リーダーの認定者数	(平成23年度) 695人  (過去5年間の認定者)	(平成28年度) 765人  (今後5年間の認定者)	防災課
基本目標Ⅱ 課題7	パートナー間(夫婦・恋人)において、以下の行為がどのような場合であっても暴力にあたると認識する人の割合	(平成23年度)  《平手で打つ、こぶしで殴る》 72.6% 《足で蹴る》 80.0% 《「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う》 67.7%	(平成33年度)  100%  100%  100%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題8	①川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数  ②保健センターにおける女性向けの健康教室の受講者数	(平成23, 26年度) 42人, 7人  (平成23, 26年度) 27人, 99人	(平成28年度) 120人  (平成28年度) 130人	医療センター  保健センター
基本目標Ⅱ 課題9	「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	(平成23年度) 未調査	(平成28年度) 50%以上	市民意識調査

## 7 男女共同参画社会担当の実施事業

### (1) 男女共同参画に係る総合調整

#### ① 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本計画及び重要事項について調査・審議を行う組織として、「川口市男女共同参画推進委員会」を設置しました。第2期委員（平成26年7月1日～平成28年6月30日）の内訳は、学識経験者1名、教育関係者1名、知識経験者5名、市内民間団体3名、公募2名の計12名です。

研修会の開催、市の施策や推進委員会での内容について審議を行いました。（全3回）

#### ② 男女共同参画苦情処理委員制度

川口市男女共同参画推進条例第14条（市が実施する男女共同参画に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、市民及び事業者が苦情の申出または意見の提出ができることと定めている）に基づく申出等に対し、適切な処理を行うことを目的としています。

川口市男女共同参画苦情処理委員

諸橋 泰樹 氏（フェリス女学院大学教授）

大熊 三奈子 氏（弁護士・大熊三奈子法律事務所）

苦情・意見件数 0件

#### ③ 男女共同参画庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するために設置しました。（委員18名）

各種審議会・委員会の女性登用状況調査の結果と年次の報告やセミナーでの連携について協力を要望しました。（2回）

#### ④ DV対策庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、川口市男女共同参画推進条例第7条（性別による権利侵害の禁止）に基づき、関係部課相互の連絡調整を行い、適切かつ迅速な対策を推進するために設置しました。（委員9名）

DV関連事務の庁内対応の共有と連絡票の作成により連携を図りました。（2回）



## (2) 市民との協働事業

### ① 川口の男女共同参画を考える会

総合政策課が事務局を務める市民ボランティア組織で、男女共同参画フォーラムの実行委員としての活動や男女共同参画セミナー等を市と共催で開催しました。

会員登録者31名（女性28名、男性3名）

## (3) 啓発事業

### ① 男女共同参画週間記念事業「男女共同参画のつどい」

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されたことから、国では毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」と定めており、本市では記念事業として平成13年から毎年講演会等を開催しています。

・日 時：平成26年6月28日（土）14時～15時30分

・場 所：フレンディア

・内 容：講演「キッチンからはじまる家族の絆～家事も育児も楽しむ秘訣～」  
講 師 コウ ケンテツ氏（料理研究家）

・参加者：470名

### ② 「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテスト

男性の家庭参画を促進するため、育児に積極的に関わるイクメン（自ら積極的に育児に取り組む男性）、イクジイ（孫世代の育児に積極的に関わる男性）の写真を募集し表彰や展示を行いました。

応募資格：市内在住または在勤

子どもの対象年齢を0歳～未就学児

応募作品：76点（59人）

### ③ 男女共同参画フォーラム

男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために平成11年から毎年開催しています。

（川口の男女共同参画を考える会と共同運営）

・日 時：平成27年2月21日（土）10時30分～16時

・場 所：川口総合文化センターリリア 催し広場、展示ホール

・参加団体：15団体

（川口の男女共同参画を考える会）

- ・内 容：男女共同参画社会の実現に向けて参加団体による展示や成果発表、「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテストの表彰式のほか、有識者による講演会等を開催しました。

講 演「パパを楽しもう！～パパチカラでハッピー子育て」

講 師 小崎恭弘氏(大阪教育大学教育学部准教授/NPO 法人ファザーリングジャパン顧問)

- ・参加者：延べ600名

#### ④ 男女共同参画セミナー

男女共同参画社会の形成に関して深い理解と知識を持っていただけるよう、身近な話題や自己啓発につながる分野のテーマを取り上げ、スクーリング形式等で開催しました。

期日	場所	内容	参加者
5月24日	中央ふれあい館	イクメン応援講座 PART I 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”」	父と子19組
6月24日	中央ふれあい館	助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー (川口の男女共同参画を考える会と共催)	母と子18組
7月12日	中央ふれあい館	イクメン応援講座 PART II 「パパを楽しもう！パパだからできる遊び方講座」(川口の男女共同参画を考える会と共催)	父と子11組
9月3日 (全2回)	キュボ・ラ 本館棟M4階 会議室	自分らしく生きるための「夫婦のかかわり術」(川口の男女共同参画を考える会と共催)	28人
7月 8・11・16日 (全3回) 9月 24・25・26日 (全3回)	キュボ・ラ メディアセブン 中央ふれあい館 鳩ヶ谷庁舎会議室	女性就職応援セミナー 「事前説明会」 「高齢者等の見守りサービス講座」 「日常サービス(家事代行)講座」  (埼玉県ウーマノミクス課主催 市は協力)	延べ 123人
10月1日	キュボ・ラ 本館棟M4階 会議室	女性のためのキャリア友セミナーPART I 「働きたい女性のためのパーソナルカラーセミナー」	18人
10月31日 (全2回)	キュボ・ラ 本館棟M4階 会議室	女性のためのキャリア友セミナーPART II 「もっと輝くためのじぶん戦略づくり」 (川口の男女共同参画を考える会と共催)	21人

11月12日	キュポ・ラ 本館棟M4階 会議室	在宅就業支援セミナー入門編 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	38人
11月29日	キュポ・ラ 本館棟M4階 会議室	カジダン応援講座 「オトコの時短家事 ～いま、パパがやるべき家族のための家事～講座」	夫婦・結婚 予定カップル 8組
1月10日	キュポ・ラ 本館棟M4階 会議室	創作落語と歌で考える～男女共同参画講座 ～	22人
2月28日	キュポ・ラ 本館棟M4階 会議室	外国人対象の防災訓練講習会 川口市(かわぐち市民パートナーステーション・総合政策課)主催 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会と共催	81人

⑤ 女性に対する暴力をなくす運動（DV週間）啓発事業～DVを知ろう～

国では、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を行っていることから、本市でもDVの根絶に向けて社会意識の醸成に努めるためにパネル展や啓発テッシュを配布しました。

⑥ 女性のための悩みごと電話相談

女性が抱える様々な問題について、気軽に相談することができ、自ら解決に立ち向かえる道筋をつけることを目的として、毎月第2・第4水曜日13時～15時、女性カウンセラーによる電話相談を実施しました。

相談件数：36件

⑦ 職員研修

男女共同参画について理解を深めるために、職員研修を実施しました。

- ・日 時：平成27年1月19日（月）10時～12時
- ・場 所：人財育成センター セミナーホール
- ・内 容：テーマ 「どう活かす？男女共同参画の視点」  
講 師 埼玉県男女共同参画推進センター・事業コーディネーター  
瀬山 紀子氏
- ・参加者：104名

⑧ 男女共同参画情報紙

男女共同参画に関する認識を深めるため、9月と3月に発行し、町会を通じて市内全戸配布しました。公募による編集委員と作成しました。

編集委員：6人（女性4人、男性2人）

発行部数：約19万部

⑨ 男女共同参画啓発誌

男女共同参画についてわかりやすくイラストで表現し、データやコラム、有識者の文章などを掲載し、市民に配布する啓発ハンドブックとして発行しました。

- ・川口市男女共同参画推進条例パンフレット（一般市民用）
- ・男女共同参画カレンダー（一般市民用）
- ・カラフル（中学生用）プロポーザル方式でリニューアル作成
- ・いろいろが、たのしい（幼児用）プロポーザル方式でリニューアル作成
- ・デートDV予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」

⑩ 男女共同参画コーナー

市をはじめ国・県・その他の機関の男女共同参画に関する情報を提供しました。

## 資料



# 川口市男女共同参画推進条例

平成24年3月27日公布

川口市条例第17号

## 目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）

第3章 雑則（第18条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。



- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的  
又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第14条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

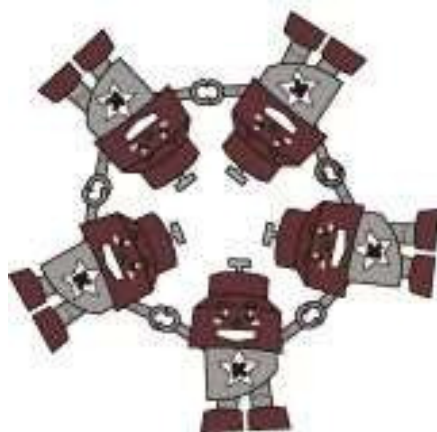
### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。





一人ひとりの人権が尊重される社会へ



みんな 輝いて



平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を記念して、内閣府で一般公募作品の中から決定しました。男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。

川口市 市民生活部  
かわぐち市民パートナーステーション 男女共同参画担当

〒332-0015  
川口市川口 1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4 階  
TEL 048-227-7605  
E-mail : 040.01013@city.kawaguchi.lg.jp



川口市マスコット  
「きゅほらん」